

各種制度について

療育手帳によって受けていただけるサービスは以下ようになります。
制度によって要件等が定められている場合があります。詳細については各窓口でご確認ください。

● 医療費の助成

重度障がい者福祉医療費助成制度

内 容	資格確認書等を使って病院・診療所で診療・投薬を受けたり、治療用装具を作った時などに、自己負担の一部が助成されます(医療保険の対象となる範囲内)。
対 象	愛荘町内に在住し、国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している被保険者で、療育手帳A1・A2を所持している方、または療育手帳B1を所持し、なおかつ精神障害者保健福祉2級を所持している方。 ※ 所得による制限があります。
申請方法	「福祉医療費受給券」の交付を受けるため、次のものを持って下記の窓口へお越しください。 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> マイナ保険証・資格確認書等 <input type="checkbox"/> 個人番号を確認できるもの(通知カード等) <input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの(運転免許証等) ※町外から転入された場合は、転入時期により前住所地の市町村で発行する課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況が分かるもの)が必要になることがあります。
助成方法	①滋賀県内の医療機関で受診する場合は、資格確認書と福祉医療費受給券を提出すると自己負担の一部が助成されます(医療保険の対象となる範囲内)。 ②コルセット等の補装具費が保険で後払い(療養費払い)になるとき、または県外の医療機関で診療を受けた時はいったん医療費を払って、次のものを持って下記の窓口に戻し請求をしてください。 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書(対象者の氏名、保険点数等の記入があるもの) <input type="checkbox"/> マイナ保険証や資格確認書等 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号のわかるもの <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給券 <input type="checkbox"/> 医師の意見書(補装具の場合のみ)
窓 口	愛荘町役場住民課 TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117 愛荘町秦荘支所 TEL 0749-37-2051

自動車税の減免

内 容	<p>自動車税が減免される場合があります。 減免対象となる自動車は、療育手帳(A1・A2)をお持ちの方と生計を一にしている方が所有している車に限ります。 *自動車税は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。</p> <p>一定の要件がありますので、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 療育手帳 (原本) <input type="checkbox"/> 運転免許証 (表裏の写しでも可) <input type="checkbox"/> 自動車検査証 (写しでも可) <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 減免申請書(県税事務所備え付け) <input type="checkbox"/> 生計同一証明書(愛荘町福祉課) <input type="checkbox"/> 障がい者が継続して使用していること分かる証明(通院・通学・通勤・通所)
窓 口	<p>滋賀県東北部県税事務所 湖東納税課 TEL0749-27-2206 FAX 0749-26-3391 (滋賀県内の各県税事務所・自動車税事務所(守山)での受け付け可能) TEL 077-585-7288</p> <p>生計同一証明書の発行・・・愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>

軽自動車税の減免

内 容	<p>軽自動車税が減免される場合があります。 減免対象となる自動車等は、原則として療育手帳(A1・A2)をお持ちの方と生計を一にしている方が所有している車に限ります。 *軽自動車税は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。</p> <p>ただし障がい者お一人について、普通自動車を含めて一台のみの減免となります。</p>
必要書類	<p>家族の方が運転される場合は、通勤通学、通院、通所証明書、家族以外が運転する場合は、常時介護が必要である旨の証明書が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 運転免許証 (運転される方のもの) <input type="checkbox"/> 自動車検査証 (車検証)のコピー <input type="checkbox"/> 納税通知書および納付書 <input type="checkbox"/> 減免申請書
申請期間	5月、納税通知書及び納付書がお手元に到着してから納期限7日前までに申請してください。
窓 口	愛荘町役場税務課 TEL 0749-42-7690 FAX 0749-42-7117

所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)

内 容	<p><特定増改築等住宅借入金等特別控除> バリアフリー改修工事を含む増改築を行った方で、下記対象に該当し、工事に係る資金について、借入金があつて一定の要件を満たす場合は、所得税額から1年間で最高12万5千円控除されます。</p> <p>※対象となる工事の要件など、詳細については税務署へお問い合わせください。</p>
対 象	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が50歳以上である ・要介護認定または要支援認定を受けている ・障がい者である ・要介護認定または要支援認定を受けている親族、障がいのある親族、65歳以上の親族のいずれかと同居している
窓 口	<p>国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)</p>

相続税の控除

内 容	<p>相続または遺贈によって財産を得た障がい者が民法にいう相続人に該当する場合は、次の額にその方が満70歳になるまでの年数を乗じて算出した金額が、相続税から控除されます。</p> <p>① 療育手帳 A1、A2の方 → 20万円 ② 療育手帳 B1、B2の方 → 10万円</p>
窓 口	<p>国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)</p>

贈与税の控除

内 容	<p>対象者に対して、生前に信託受益権の贈与を行う場合、一定の条件の下に贈与税が非課税になります。</p>
対 象	<p>療育手帳A1、A2の所持者(特別障がい者)</p>
窓 口	<p>国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)</p>

● 行動範囲の拡大

有料道路通行料の割引(ETCカードがない場合)

内 容	<p>事前申請により、有料道路の通行料が5割引 となります。</p> <p>※事前に登録できる車は お1人につき1台に限ります。 ※事前に登録されていない車(知人の車やレンタカー等)での利用も、一定の要件のもとで障害者割引が適用できます。 ※療育手帳 Aを所持している本人が同乗している場合のみ、割引となります。</p>
必要書類	<p><input type="checkbox"/> 療育手帳(A1・A2の人のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項 (A6サイズ的車検証の場合に必要)</p>
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
使い方	<p>有料道路料金所にて支払前に障害者手帳の有料道路割引証明のあるページをご提示ください。</p> <p>※琵琶湖大橋も割引対象となります。</p>
備 考	<p>※有効期限日の2ヶ月前から更新手続きが可能となります。</p> <p>上記の必要書類をご持参ください。</p>

有料道路通行料の割引(ETCカードを使用する場合)

内 容	<p>事前申請により、有料道路の通行料が5割引 となります。</p> <p>※事前に登録できる車は お1人につき1台に限ります。 ※事前に登録されていない車(知人の車やレンタカー等)での利用も、一定の要件のもとで障害者割引が適用できます。(但し、ETC専用レーンやスマートICの利用は不可) ※療育手帳 Aを所持している本人が同乗している場合のみ、割引となります。</p>
必要書類	<p><input type="checkbox"/> 療育手帳(A1・A2の人のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項 (A6サイズ的車検証の場合に必要)</p> <p><input type="checkbox"/> ETCカード(手帳所持者本人名義のカードに限ります。</p> <p>+</p> <p><input type="checkbox"/> ETC車載セットアップ申込書・証明書</p>
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
使い方	<p>ETCの場合は登録いただいたETCカードを車載器に挿入してETCレーンを通過してください。※琵琶湖大橋も対象となります。</p>
備 考	<p>※有効期限日の2ヶ月前から更新手続きが可能となります。上記の必要書類をご持参ください。(ETCカード・ETCセットアップ証明書は変更がなければ不要です)</p> <p>※ETCの場合は、有料道路ETC割引登録係への事前の登録手続きが必要です。そのため、窓口での申請から割引が適用されるまでに日数がかかります。登録手続き完了後に、文書でETC利用による割引の開始日が通知されます。それまでは料金所で係員に手帳を提示してください。</p> <p>※車によっては登録できない車もあります(事業用などの車や、会社名義の車は登録できません。なお、ローン会社の場合は登録できます)。</p> <p>※オンライン申請の場合は、マイナンバーカードと「マイナポータル」への登録が必要です。</p>

航空旅客運賃の割引

内 容	国内航空線をご利用時に割引が適用されます。
対 象	満3歳以上の療育手帳の所持者 「本人・介護人1名」に適用
窓 口	各航空券販売窓口
使い方	航空券販売窓口で手帳を提示してください。
備 考	割引率は利用される航空会社により異なります。 詳しくは各航空会社に直接問い合わせてください。

JR線・近江鉄道線旅客運賃の割引

内 容	JR線・近江鉄道線の乗車運賃が下記のように割引されます。
対 象	療育手帳所持者 1種 … 本人とその介護者1名が乗車する場合 普通乗車券・回数乗車券 → 5割引 定期乗車券 → 5割引 本人のみで乗車する場合 普通乗車券 → 5割引 片道100km(他鉄道通算)を超える場合のみ 2種 … 本人のみで乗車する場合 普通乗車券 → 5割引 片道100km(他鉄道通算)を超える場合のみ
使い方	乗車券購入前にJR・近江鉄道各駅窓口にて手帳を提示してください。

タクシー運賃の割引

内 容	メーター表示額より 10% の割引になります。
対 象	療育手帳の所持者
使い方	タクシー乗車時に手帳を提示してください。

予約型乗合タクシー(愛称:愛のりタクシー)運賃の割引

内 容	障がいのある人とその(※)介護者は、運賃が大人普通料金の半額になります。 (※介護者は、身体障害者手帳・療育手帳の1種介護付 表示者のみ)
対 象	療育手帳の所持者およびその介護者
使い方	予約型乗合タクシーのご予約は近江タクシー(株)(TEL:0749-22-1111)まで。また、タクシー乗車時に手帳を提示ください。
その他	・予約型乗合タクシーは完全予約制ですので、予約のない便は運行しません。 ・運行車両は全て車イスに対応していますが、折りたためない車イス(電動車イス等)は、対応できません。予め、ご了承をお願いします。

近江鉄道バス・湖国バス運賃の割引

内 容	バスを利用する時、普通旅客運賃が 5割引 になります。
対 象	療育手帳の所持者 1種 … 本人+介護人 → 5割引 2種 … 本人のみ → 5割引
使い方	バス乗車時に手帳を提示してください。

じどうしゃねんりょうひ うんちん じよせい
自動車燃料費・タクシー運賃の助成

内 容	自動車燃料費またはタクシー運賃のいずれかを助成します。 自動車燃料費は年間7,200円の金額助成、タクシー運賃は年間14,400円(600円×24枚)のチケットによる助成をします。 ※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までの分を月数割りで運賃助成券を交付します。
対 象	療育手帳所持者で在宅生活されている方。 ※ただし、自動車燃料費助成事業の対象者は最重度および重度の方(A1,A2)に限る。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
使い方	・タクシー乗車の精算時にチケットを提示ください。 なお、町と協定締結している業者に限りです。 ・タクシーの乗車1回につき助成券利用限度枚数は2枚とします。 ・自動車燃料費助成については、町内の給油所において申請された自家用自動車に給油した場合に限りです。(領収書を添えて年度内に請求してください) ・タクシー運賃助成利用の方は、タクシー乗車時に手帳を提示することにより、タクシー運賃の割引と一緒に利用できます。


ざいたくしょうがいしゃげきれいきん
在宅障害者激励金

内 容	在宅で生活されている重度の知的障害がある方を常時介護・監護している者(介護人)に対して激励金を支給します。次の対象に該当する方に、3,000円/月を6ヶ月ごとに支給します。
対 象	町内に居住し、療育手帳の重度および最重度(A以上)の方と同居しており、1ヶ月のうち20日以上介護・監護している方。 ※ただし、障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・特別児童扶養手当・愛荘町介護者激励金(高齢者対象)のいずれかを受給されている場合は対象となりません。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

ちゆうしゃきんしのたいしょうじょがい
駐車禁止の対象除外

内 容	下記の療育手帳を所持している方が利用する車が駐車禁止の対象から除外されます。 下記窓口にて証明書を発行します。
対 象	療育手帳A1、A2の所持者
必要書類	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証
窓 口	東近江警察署交通課 TEL 0748-24-0110 FAX 0748-24-0143

ヘルプマーク

内 容	 <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害者難病のある人、又は妊婦初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。希望される人に無料でお渡します。</p>
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しがけんくるま しようしゃとうようちゆうしやじようり ようしやうせいど
滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

内 容	障がい者や高齢者など、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場とするため、車いすマーク等の駐車区画を利用する場合、一定の対象者が申請することにより利用証を交付する制度。
対 象	① 身体障害者手帳所持者で一定の障がい区分および要件を満たすもの ② 療育手帳所持者で程度が「A1」「A2」または「A」の方 ③ 精神保健福祉手帳所持者で区分が「2級」以上の方 ④ 難病患者の場合は特定疾患医療受給者等の方 ⑤ 高齢者の場合は要介護状態区分が「要介護1～5」の方 ⑥ 妊産婦の場合は母子手帳取得時～産後1年の方 ⑦ けが人の場合は移動の配慮が必要な方 ⑧ その他、上記以外の歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方
必要書類	①～③は手帳の写し ④は特定疾患医療受給者証等の写し ⑤は介護保険被保険者証の写し ⑥は母子健康手帳の写し ⑦～⑧は医師の診断書・意見書および身分証明書
窓 口	滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL077-528-3512 FAX077-528-4850

くるま かしだし
車いすの貸出し

内 容	一時的に車いすが必要な人に、短期間(1か月)貸出します。 下記の窓口までお越しください。その場でお貸いたします。
窓 口	愛荘町社会福祉協議会 秦荘事務所 TEL 0749-37-8063 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170 ※開庁日で8:30～17:15の間に貸出できます。閉館日は貸出しを行っていません。

じどうしやこうにゆうしきん かしつけ
自動車購入資金の貸付

内 容	障がい者が自ら運転する自動車を購入する場合、または障がい者と生計を同一にする人が専ら当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入する場合、その必要な経費の貸し付けを受けられます。なお、所得や障がいの程度により、対象要件がありますので事前の相談をお願いします。
窓 口	愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170 FAX 0749-42-7178

じどうしやうんてんのぎのうしゆうとくひのかしつけ
自動車運転の技能修得費の貸付

内 容	生業を営み、または就職するために障がい者が自動車の運転免許を修得する必要がある場合、その必要な経費の貸し付けを受けられます。なお、所得や障がいの程度により対象要件がありますので事前の相談をお願いします。
窓 口	愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170 FAX 0749-42-7178

こうきょうりようきん わりびきなど
● 公共料金の割引等

NHKほうそうじゅしんりょうのげんめん
NHK放送受信料の減免

内 容	NHKの放送受信料が半額または全額免除されます。
対 象	< 全額免除 > 療育手帳の所持者が世帯構成員にいて、かつ世帯を構成するすべての人が町民税非課税の場合 < 半額免除 > 療育手帳A1、A2の人で世帯主の場合
必要書類	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

けいたいでん わきほんりょうなど わりびき
携帯電話基本料等の割引

内 容	携帯電話の基本料等が割引されます。 割引内容は各携帯電話会社によって異なります。詳しくは各店舗へお問い合わせください。
対 象	<input type="checkbox"/> 療育手帳所持者
窓 口	携帯電話各社の支店、各社電話取扱店等

でんわばんごう むりょうあんない
電話番号の無料案内

内 容	電話番号を無料で案内します。
対 象	療育手帳の所持者
必要書類等	<input type="checkbox"/> 療育手帳
窓 口	最寄のNTT支店または、下記に連絡すれば申込書が送られてきます。 ● NTT西日本ふれあい案内担当 TEL 0120-104174

けんりつしせつにゆうじょう(かん)りょうのわりびき
県立施設入場(館)料の割引

内 容	下記の施設で入館時に手帳を提示すれば、入場料が無料または割引されます。
対 象	①入場料・使用料が無料になる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 醒井養鱒場 TEL 0749-54-0301 FAX 0749-54-0302 ・ 観光案内 TEL 0749-54-2715 ・ 近代美術館 TEL 077-543-2111 FAX 077-543-4220 ・ 陶芸の森陶芸館 TEL 0748-83-0909 FAX 0748-83-1193 ・ 安土城考古博物館 TEL 0748-46-2424 FAX 0748-46-6140 ・ 県立障害者福祉センター TEL 077-564-7327 FAX 077-564-7641 ・ 琵琶湖博物館 TEL 077-568-4811 FAX 077-568-4850 ・ 芸術劇場びわ湖ホール TEL 077-523-7133 ・ びわ湖こどもの国 TEL 0740-34-1392 ・ 希望が丘文化公園 TEL 077-586-2111

ラポール秦荘けんこうプールの入場料の割引

内 容	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方および必要な介助者1名(高校生以上)については、利用者各区分の半額です。
窓 口	ラポール秦荘けんこうプール (〒529-1206 愛荘町蚊野2978番地1) TEL 0749-37-4777 FAX 0749-37-4778

●社会参加の促進

滋賀県障害者スポーツ大会

内 容	障がい者の健康維持と機能の維持回復のため、次の種目について、年1回、県でスポーツ大会を行っています。 <種目> 陸上競技 水泳競技 卓球競技 フライングディスク ボウリング
対 象	町内在住・在勤の療育手帳所持者
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

滋賀県スペシャルスポーツカーニバル

内 容	知的障がい者(児)相互の親睦と体力の向上を図り、県民の理解と協力を深めるために、年に1回、県が開催するスポーツ大会です。
対 象	町内在住・在勤の療育手帳所持者
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額・・・月額30,450円 支給月・・・5月(2月分～4月分)、8月(5月～7月)、 11月(8月～10月)、2月(11月～1月)
対 象	重度の精神または身体の障がいにより、日常生活において常時の介護を必要とする20才以上の人
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額・・・月額16,560円 支給月・・・5月(2月分～4月分)、8月(5月～7月)、 11月(8月～10月)、2月(11月～1月)
対 象	重度の精神または身体の障がいにより、日常生活において常時の介護を必要とする20才未満の人
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

じどうふようてあて
児童扶養手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額・・・本体額:全部支給の場合は月額48,050円 第2子以降加算額については窓口にお問合わせください。 支給月・・・5月(3,4月分)、7月(5,6月分)、9月(7,8月分)、11月(9,10月分)、 1月(11,12月分)、3月(1,2月分)
対 象	父母の離婚等によりひとり親となった家庭の親又は、親に代わってその児童を養育している方、あるいは父又は母が身体などに重度の障がいがある児童のもう一方の父母に対して支給されます。(児童とは、18歳到達の年度末まで、又は20歳未満で心身におおむね中度以上の障がいのある児童をいいます。)
窓 口	愛荘町子ども支援課 TEL 0749-42-7693 FAX 0749-42-5887

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

内 容	対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。 支給額・・・1級:月額58,450円、2級:38,930円 支給月・・・4月(12月分～3月分)、8月(4月分～7月分)、12月(8月分～11月分)
対 象	20歳未満の心身障がい児(中程度以上の身体・知的・発達・精神障害)を監護している父母または養育している人。(ただし、障がいの程度によっては該当しない場合があります。)
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しょうがいきそねんきん・しょうがいこうせいねんきん・しょうがいきょうさいねんきん
障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金

内 容	障害基礎年金は1級と2級、障害厚生年金・障害共済年金には1級から3級まであります。なお、障害厚生年金・障害共済年金については3級に該当しない場合であっても、障害手当金が支給されることがあります。詳しくは下記の窓口へお尋ねください。
対 象	障害認定日(原則、初診日から1年6ヵ月を経過した日)における障がいの程度が障害等級表(療育手帳の等級とは基準が異なります)に該当している、次のいずれかの人。 ① 国民・厚生・共済年金いずれかの被保険者期間中に初診日がある人。 ② ①に該当しない場合で、20歳前または60歳以上65歳未満に初診日がある人。 ※年金保険料の納付要件や所得制限等により請求できない(全額または一部が支給されない)場合があります。 ※障害認定日には障害等級表に該当しない場合でも、65歳に達する前に障がいの程度が重くなった時は障害年金が支給されることがあります。
窓 口	日本年金機構彦根年金事務所 TEL 0749-23-1112 ※障害共済年金の場合は各共済組合にお問い合わせください 愛荘町住民課 TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117 ※障害基礎年金のみ愛荘町住民課でも受付可能です。

とくべつしょうがいきゅうふきんせいど
特別障害給付金制度

内 容	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある人について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、社会的措置として創設されました。
対 象	次の①または②のいずれかに該当する人 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する人。ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された人に限られます。また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。 なお、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することが出来る人は対象になりません。
窓 口	日本年金機構彦根年金事務所 TEL 0749-23-1112 ※障害共済年金の場合は各共済組合にお問い合わせください

しょうがいしゃふようきょうさいせいど
障害者扶養共済制度

内 容	障害者扶養共済制度に加入している場合、心身障がい者(児)を扶養している方が死亡された時などに、その障がい児(者)に1口あたり月額20,000円の年金が支給されます。
対 象	知的障がい
窓 口	滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課 TEL 077-528-3542 ※愛荘町役場福祉課窓口にパンフレットがあります。

にちじょうせい かつ ようぐ きゅうふ
日常生活用具の給付

内 容	<p>一割の自己負担で下記の日常生活用具の交付が受けられます。事前申請・承認が必要となりますので下記窓口へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊マット ・ 頭部保護帽 ・ 特殊便器 ・ 携帯用会話補助装置 ・ 火災警報器 ・ 自動消火器 ・ 電磁調理器
対 象	用具の種類ごとに細かな要件があります。下記の窓口へお問い合わせください。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

じゅうたくかいしゅうひきゅうふ
住宅改修費給付

内 容	<p>下記に該当する住宅改修費、居宅生活動作補助用具購入費を上限 20万円 の範囲で給付します。なお、費用の 一割 が自己負担となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手すりの取り付け 2. 床段差の解消 3. 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 洋式便器等への便器の取替え 6. その他必要な住宅改修
対 象	療育手帳 A1、A2 の所持者
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

じゅうたくかいぞうひ じよせい
住宅改造費の助成

内 容	<p>重度障がい者の日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に改造する場合、その改造費の一部を助成します(事前申請・承認が必要となりますので、改造前に下記窓口までご相談ください)。なお、上記の住宅改修費給付や介護保険制度の住宅改修が適用できる場合、これらの制度が優先されます。(限度額:25万円、1世帯につき1回限り)</p>
対 象	療育手帳A1、A2の所持者
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
備 考	所得による支給制限があります。

せいかつふくししきん かしつけ
生活福祉資金の貸付

内 容	<p>生活(住宅の増改築・補修等)に必要な資金の貸付制度があります。なお、所得や障がいの程度により対象要件がありますので事前の相談をお願いします。</p>
窓 口	愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170 FAX 0749-42-7178

じゅうどしんしんしょう しやきんきゅうつうほう
重度身心障がい者緊急通報システム

内 容	<p>急病などの緊急事態に胸にかけたペンダントまたは押しボタンを押すと緊急通報が発信されます。</p>
対 象	<p>緊急通報を発した場合、近隣協力者等関係機関の居住地内への立入りを認め、かつその際住居等の一部に破損が生じても、一切修復責任を問わない旨の承諾ができる人で、下記に該当する人。利用料は月額150円です。(通信料は自己負担)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 満65歳以上の独居・高齢世帯で常時注意を要する人 ② 在宅・独居の重度障がい者および重度障がい者世帯(療育手帳 A1、A2)
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

● 障害福祉サービス等

障害福祉サービス

内 容	<p>障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。 各サービスの内容は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護(ホームヘルプ) ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所(ショートステイ) ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 共同生活援助(グループホーム) ・ 施設入所支援 ● 訓練等給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援 ・ 宿泊型自立訓練 ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練) ・ 就労継続支援(A型、B型)
窓 口	<p>(問い合わせ・新規の申し込み) 愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887 (利用方法の相談) 彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップアップ21」内 TEL 0749-35-0333 FAX 0749-35-2123</p>
備 考	<p>利用者負担は原則として定率(1割)です。ただし、所得が低い人等への負担軽減措置があります。</p>

障害児通所支援

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ……施設等への通所における支援のほか、地域にいる障がい児や家族などの支援も行います。 ・ 放課後等デイサービス…通学している障がい児へ放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練の場を提供します。 ・ 保育所等訪問支援 ……保育所等での集団生活に適應するための支援が、必要な場合に訪問支援を行います。
窓 口	<p>(問い合わせ・新規の申し込み) 愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>
備 考	<p>利用者負担は原則として定率(1割)です。ただし、所得が低い人等への負担軽減措置があります。</p>

計画相談支援・地域相談支援

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 障がい児(者)の自立した生活を支え、障がい児(者)の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、障害福祉サービスの支給決定前にサービス利用計画または障害児支援利用計画を作成します。そして決められた期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。 ・ 地域相談支援(地域移行支援事業・地域定着支援事業) 障がい者支援施設などに入所している者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談などを行います。また、居宅において単身などで生活する障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等についての相談や緊急訪問などを行います。
窓 口	<p>(問い合わせ・新規の申し込み) 愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>
備 考	<p>利用者負担は原則として定率(1割)です。ただし、所得が低い人等への負担軽減措置があります。</p>

ちい きせい かつし えんじぎょう
地域生活支援事業

内 容	<p>障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施しています。詳細は下記の窓口へ問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 地域活動支援センターおよび同センター機能強化事業 (デイサービス利用方法の相談は下記の彦愛犬地域障害者生活支援センターまで) ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣)
窓 口	<p>(相談支援事業の窓口)彦愛犬地域障害者生活支援センター 「ステップアップ21」内 TEL 0749-35-0333 FAX 0749-35-2123 彦根学園(重度心身障がい者) TEL 0749-22-2266 FAX 0749-22-9767 (問い合わせ)愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>
備 考	<p>利用料は上記窓口までお問い合わせください。</p>

しゅうろう そうだんまどぐち
就労の相談窓口

窓 口	内 容
<p>彦根公共職業安定所 TEL 22-2500 FAX 26-5186</p>	<p>障がい者の就職等について、専門の職員が相談・指導を行っています。</p>
<p>働き・暮らし コトー支援センター TEL 21-2245 FAX 21-2246</p>	<p>障がい者の就職や日常の生活等についての相談機関です。障がい者の雇用先の開拓および就労職場の環境づくりを通じて生活全般を支援しています。</p>
<p>滋賀県障害者 職業センター TEL 077-564-1641 FAX 077-564-1663</p>	<p>職業リハビリテーションの一環として、公共職業安定所との連携のもとに専門のカウンセラーが配置されています。そして、就職のための相談、職業に関する能力および適性の評価、職業講習、職業準備訓練を実施しています。また、職場適応、職場環境の改善等の相談業務も行っています。</p>

あいしょうちょうない きんりん しょう しゃだんたい
愛荘町内・近隣の障がい者団体

団体名		代表者名	住所・連絡先
愛荘町手をつなぐ育成会	心身に障がいがある方と、家族の方の団体です。	松川 満	愛荘町愛知川72 (愛荘町役場福祉課内) TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887
愛荘町福祉コミュニティー親の会	地域共生社会の実現をめざすコミュニティー団体です。	森 治久	愛荘町愛知川72 (愛荘町役場福祉課内) TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5888
地域アドボケーター (滋賀県地域相談支援員)	「地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)」は、自身で相談することが難しい障がいのある方に寄り添い、相談内容を代弁することにより、障がい者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っています。お住まいの地域にかかわらず、相談しやすいアドボケーターにご相談ください。 ※詳細は滋賀県HPをご参照ください。	★湖東地域	
		障害者自立支援センター葦の舟 片岡 博	彦根市高宮町1393-6 TEL 090-1486-6051
		彦根市 岸田 清次	彦根市 TEL 0749-28-0225
		彦根市 奥村 ますみ	彦根市 TEL 090-1391-7602
		多賀町 柴田 勝義	

みんせいいいん じどういいん
民生委員・児童委員

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が、地域から選ばれ活動しています。 ・相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。
窓 口	民生委員・児童委員 愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

せいかつほご
生活保護

内 容	病気、障がいなどで働くことができず、資産もなく、扶養も受けられず、生計維持困難となった時、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的とします。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887 湖東健康福祉事務所(彦根保健所) TEL 0749-21-0282 FAX 0749-26-7540